

## 平成30年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人智頭町社会福祉協議会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	平成30年11月26日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

(総評)

- ・ 前回指摘事項については、前向きに改善に取り組み、概ね改善が図られていた。
- ・ 内部研修の実施等により、公益通報保護の仕組みづくり及びコンプライアンス意識を高める取組等を実施するとともに、定期的に第三者苦情解決委員会を開催する等サービスの質の向上のための取組を行っている。

文書指摘事項	是正・改善状況報告
<p>1 会長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないにもかかわらず、会長及び常務理事の職務の執行の状況をまとめて11月に1度報告したのみであった。</p> <p>については、定款第21条第5項の規定に基づき、会長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告すること。</p> <p>なお、この報告については、法第45条の14第9項により準用される一般法人法第98条に規定する理事会への報告の省略は適用されないため、必ず実際に開催して報告すること。</p> <p>(法第45条の16第3項、定款第21条第5項)</p>	<p>定款に定めたとおり、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況の報告を行う。</p> <p>また、理事会議事録への記載を確実にを行う。</p>
<p>2 介護保険事業拠点区分から地域福祉事業拠点区分と障害福祉サービス事業拠点区分への拠点区分間繰入金収入(支出)について、当期資金収支差額合計がマイナスになるまで繰入れされていた。</p> <p>については、施設報酬を主たる財源とする資金の繰入れについては、当該施設等の事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において、他の社会福祉事業等又は公益事業へ資金を繰り入れることができるものであるため留意すること。</p>	<p>平成30年度決算の際、施設報酬を主たる財源とする資金の繰入れについては、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲で区分間の繰入処理を行う。以降も資金不足を生じないよう留意し、区分間の繰入処理を行う。</p>

	<p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。 (老発第 188 号第 2 の 3 (1)、第 3 の 1)</p>	
3	<p>介護保険事業拠点区分から地域福祉事業拠点区分と障害福祉サービス事業拠点区分への拠点区分間貸付金(借入金)が年度内に補てんされていなかった。</p> <p>については、施設報酬を主たる財源とする資金を他の社会福祉事業等又は公益事業若しくは収益事業へ一時繰替使用することは差し支えないが、繰替えて使用した資金は、当該年度内に補てんしなければならないので留意すること。 (老発第 188 号第 2 の 3 (4))</p>	<p>施設報酬を主たる財源とする資金を他の社会福祉事業又は公益事業若しくは収益事業へ一時繰替使用した場合には、当該年度内に補てんを行う。</p>
4	<p>社会福祉法人会計は、その公益性に鑑み予算準拠主義が求められるところ、決算額が予算額を超過している科目があった。</p> <p>(地域福祉事業拠点) 器具及び備品取得支出 (介護保険事業拠点) 介護事業運営積立資産支出 拠点区分間繰入金支出 (障害福祉サービス事業拠点) 就労支援事業支出</p> <p>については、予算変更の必要がある場合には、必要額を精査した上で補正予算を調製し、理事会の同意及び評議員会の承認を受けること。</p> <p>なお、補正予算を調製することを要しない軽微な乖離の範囲については、規程や予算等において定めておくべきものである。</p> <p>おって、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。 (留意事項 2 の (2)、定款第 38 条、経理規程第 21 条)</p>	<p>従来も補正予算を調製し、理事会の承認を受けていたが、その内容について精査が不十分だった。</p> <p>予算変更の必要がある場合には、必要額を十分に精査した上で補正予算を調製し、理事会の同意及び評議員会の承認を受ける。</p>